

ハラール製品保証法及び政令の制定とその後の運用について

2020 年 1 月

One Asia Lawyers インドネシア事務所

1 最初に

イスラム教徒が人口のおよそ 9 割以上を占めるインドネシアではハラール製品に対する高い需要が存在します。このハラール（イスラム教で許されたもの）についてインドネシア政府は、2019 年 5 月にハラール製品保証法に関する政令を制定、同年 10 月に運用スケジュールを発表し、食品に関しては 2024 年 10 月 17 日以降ハラール、非ハラールのラベル添付が義務化されることを明らかにしました。したがって、下記の改正のポイントを踏まえた上で 2024 年までに認証を取得しておくことが望ましいといえます。

2 ハラール認証について

前述のような国内のハラール認証に対する需要を背景に、ハラールであることを保証するハラール認証はインドネシアにおいて消費者からプラス評価を受ける任意の規格でした。同認証審査はインドネシア国内の各イスラム教団体によって構成されるインドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia : MUI）が行ってきました。その認証の内容は、原料がハラールかどうかだけでなく、保管や製造過程でハラムなものとコンタミネーション（汚染）せず、清潔な状態が保たれているか、従業員は十分に理解できているか、ハラールと非ハラールが分けて管理されているか、体制や書類管理に問題がないかなど、いわゆる「農場から食卓まで」のプロセス全てを含みます。

3 ハラール製品保証法の改正

上記のハラール認証に関しては、製品製造過程の複雑化、高度化により、故意か否かを問わずハラールと非ハラールが混ざる危険が高まっていること等の状況を受けて、2014 年にハラール製品保証法（法律第 33 号）が制定されました¹。同法律は、それまで MUI が有していたハラール認証の発行権限を宗教省大臣直轄の組織であるハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal : BPJPH）に移すことでインドネシア政府がハラール認証を行うと定めています（もっとも、製品がハラムか否かの判断は継続して M

¹ UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 33 TAHUN 2014 TENTANG JAMINAN PRODUK HALAL

U I が行うこととされております)。その上で、これまで任意であったハラールのラベル添付を義務付けるとともに、非ハラール (Tidah Halal) の製品についてもラベルの添付を義務付ける旨規定します。非ハラールの製品にもラベル添付を義務付ける点が特徴的で、これにより、より適切にハラール認証プロセスを管理し、消費者が安心してハラール製品を購入できることが意図されています。

4 ハラール認証保証法に関する政令の制定

前述のように 2014 年にハラール製品保証法は成立したものの、実際の認証対象の範囲等については政令に委ねられていました。この政令が 2019 年 5 月に制定されました²。同政令 (2019 年第 31 号) の主なポイントは以下の通りです。

(1) ハラール認証取得が必要な範囲 (第 2 条)

インドネシア領域内に搬入、流通、および売買される製品は、ハラール認証を取得する必要があります。イスラム法で禁止された原料を用いた製品は、ハラール認証義務から除外され、同義務から除外された製品は、それを明示する必要があります。

(2) 物品およびサービスの適用範囲 (第 68 条、71 条)

ア 以下の物品についてはハラール認証の対象となります：

食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物学的製品、遺伝子組み換え製品、および動物由来の成分を含む製品

イ また、以下のサービスについてもハラール認証の対象となります：

食肉処理、加工、保管、包装、配送、販売、給仕

(3) 国際協力 (第 25 条-29 条)

外国のハラール認証機関は、BPJPH と相互認証にかかる協定を締結後、ハラール認証状を発行することができます。

² GOVERNMENT REGULATION NUMBER 31 YEAR 2019 REGARDING THE PROVISIONS OF THE IMPLEMENTATION OF LAW NUMBER 33 YEAR 2014 REGARDING PRODUCT HALAL ASSURANCE

(4) 運用の流れ（第 72 条）

上記法律で定められた事項について、運用は食品から段階的に行われる旨規定されているところ、その後 BPJPH は、飲食料品について関しては 2024 年 10 月 17 日、化粧品、衣料、文房具、アクセサリー等の生活必需品は 2026 年 10 月 17 日、一般薬品は 2029 年、処方箋薬品は 2034 年までの猶予期間を設ける旨明らかにしております³。

5 運用の現状

上記の政令の制定を受けて、BPJPH には既に多数の企業からハラール認証の申請がなされていることが明らかになっております。他方で、新制度に基づく監査機関が不足していること、手続規定が未整備であることなどから、新制度に基づくハラール認証は現在まで発行されておりません。BPJPH によれば、ハラール認証手続には 5 ヶ月程を要するとされているものの、実際には発行時期は明らかではありません。イスラム経済圏の市場規模は極めて大きく、インドネシアに進出する日系企業にとって上記ハラール認証制度は非常に重要なとなります。一方で、現状では運用の実態が必ずしも明らかでなく、今後予想されるハラール認証に関する規定に注目しつつ、柔軟な対応が求められます。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

koji.umai@oneasia.legal

³ 同上